平成21年度合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業実施方針

1 事業の趣旨及び目的

合法木材利用の推進拡大を進め、合法木材供給システムの活性化を図るため、 ①国の出先及び地方行政機関・消費者・需要者への利用推進の PR 活動を多面的に展開するとともに、②利用推進のための体制整備および関連情報の収集などを実施する。

2 事業ごとの方針

- (A) 合法木材普及啓発事業
 - (1) 合法木材普及拠点キャンペーンの実施

一般市民、需要者企業向けに合法性が証明された木材とその供給体制について、以下のように幅広く、組織的な取組を行うこととする。なお、この場合、合法性証明が、建築材料の品質を担保するものと誤解されることがないように留意して普及を図る必要がある。

(ア)商品展示会などを通じた一般消費者・需要者への取組

DIY ホームセンターショウを軸として環境物品フェア・建築フェアなどと連携し、PR 活動を実施するとともに、地方拠点も含め展示会開催、セミナー・説明会などを開催する。エコプロダクツ展と併催し、国内外の違法伐採問題への取組を需要者に情報提供する合法木材セミナーを開催する。

- (イ)需要側団体・消費者団体などと連携した需要者へのPR活動 建築・建設業界団体、製品の小売業団体、消費者団体など需要者側の 団体と連携し、当該団体の普及活動などを通じて一般消費者・構成員 へ合法木材等に対する理解を深め、具体的な調達の拡大を図る。
- (ウ)マスコミ・ミニコミを通じた組織的なPRの展開 上記の取組と連携をとり全国紙、専門誌などを利用した組織的なPR 活動を行うとともに、合法木材の需要者・消費者向けの働きかけのツ ールとしてパンフレット、ポスター、PR グッズなどを作成する他、 合法木材マーク活用範囲の拡大を検討する。

(2) 合法木材普及促進活動

都道府県における木材業界団体他、合法木材供給事業者認定団体と連携し、合法木材普及促進への組織的な働きかけを行う。

(ア)需要者向けセミナー・説明会の開催

地方自治体窓口担当者、建築関係者などに対し建築関係団体などと連携を図りセミナー・説明会を開催する。

(イ)イベントなどでの PR 活動

各地の建材店での普及促進の取組その他、建材展・材木展などを活用 し、一般市民、需要者への取組を行う

(ウ)地元のマスコミ、ミニコミの活用

(B) 合法木材普及支援事業

合法木材普及窓口機能の強化

供給者のみならず需要者、一般市民の合法木材の供給体制の問い合わせに的確に対応できるよう、体制を整備する。

(ア)合法木材ナビの充実

合法木材の普及に関する情報発信の総合的な窓口である専用のホームページ「合法木材ナビ」を需用者向け情報の効果的発信のため進化・発展させ、情報の双方向の受発信のプラットホームとして整備する。

(イ)需要者等からの問い合わせに回答する体制の整備

各認定団体が、供給者のみならず一般市民・需要者などから問い合わせに対応できるよう、合法木材ホームページ上の情報の掲載、マニュアルの整理、Q&Aの充実を図る。また、認定団体あるいは直接需要者・生産者双方からガイドラインの運営のあり方について問い合わせがあった場合、的確に判断し迅速に情報提供出来るよう、窓口としての体制を明確にし、機能を充実させる。